65歳以上の人の介護保険料

介護保険料は、額や納付方法が所得や年金の種類によって異なります。平成19年度の保険料については、7月中旬にお送りする通知書で必ず確認してください。

また、みなさんに納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

保険料の算定

65歳以上の人の介護保険料は、介護保険事業計画期間（平成18年度～20年度）に必要な給付費（介護サービスに係る費用）の総額を見込み、その一定割合（約19％）を65歳以上の被保険者全体で負担していただくものです（表1参照）。

保険料の徴収方法

徴収方法は、受給している年金の種類や受給額などによって、年金から天引きする「特別徴収」と、納付書で支払う「普通徴収」があります（表2参照）。

※両方の方法でお支払いただく場合もあります（表3参照）。

介護保険料　表1

保険料段階	該当する人	算定方法	介護保険料（年額）
第1段階	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人	基準額×0.50	25,000円
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人		
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	37,500円
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯員に市民税課税者がいる人	**基準額**	**50,000円**
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	62,500円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	75,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	87,500円

※「合計所得金額」…収入額から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、医療費控除など各種所得控除をする前の金額です。
※「老齢福祉年金」…明治44年4月1日以前に生まれた人で、所得が低く、ほかの年金が受給できない人に支給する年金です。

特別徴収と普通徴収　表2

	特別徴収	普通徴収
対象となる人	老齢（退職）年金、遺族年金、障害者年金の受給額が年額18万円以上の人 ※老齢福祉年金、恩給などは特別徴収の対象となりません。	●受給している年金額が年額18万円未満の人 ●老齢福祉年金、恩給などを受給している人 ●年度途中で65歳になった人や鳥取市に転入された人
納付方法	4月から翌年2月までの2カ月ごとに支給される年金から天引きします。	7月から翌年2月までの8回払いです。7月中旬にお送りする納付書を持参し、金融機関でお支払いください。既に口座振替の手続きをしている人は、その口座から引き続き振り替えます。

※年金の「現況届」の提出を忘れると、年金の支給が停止され、介護保険料の天引きができないため、特別徴収から普通徴収となります。

満65歳になった特別徴収対象者の支払い方法　表3

満65歳の誕生日と年金支給決定日のいずれか遅い日	特別徴収開始	普通徴収
平成18年12月1日～平成19年1月31日	年金**8月支給分**から天引き	
平成19年 2月1日～3月31日	〃 **10月支給分** 〃	1～3期（7～9月分）
平成19年 4月1日～9月30日	〃 **平成20年4月支給分** 〃	平成19年度は普通徴収
平成19年10月1日～11月30日	〃 **平成20年6月支給分** 〃	

段階チェック！

問いに答えていくと、どの段階に該当するかわかります。

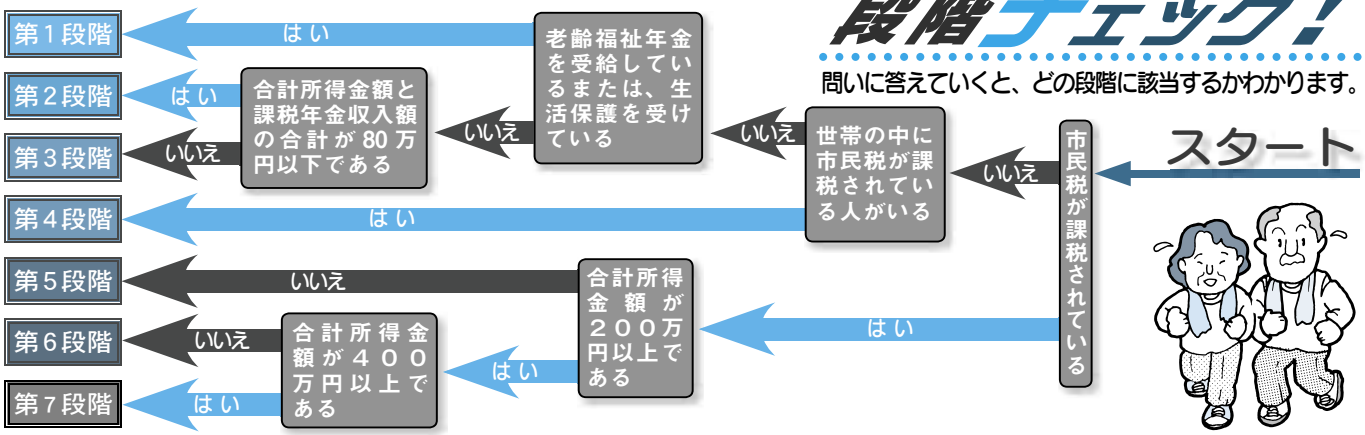

口座振替

普通徴収の人は、口座振替による納付ができます。口座振替を希望する人は、納入通知書（7月中旬送付予定）に添付している口座振替依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ利用する金融機関へ申し込みください。なお、郵便局をご利用の場合は、郵便局にある指定の口座振替依頼書で申し込みください。

口座振替の結果は、通帳により確認していただくか、希望者には口座振替結果通知書を送付します。希望する人は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

また、残高不足などにより口座振替ができなかった人には、納付書をお送りします。

納付書などの送付先の変更

介護保険料の決定通知書や納付書などの送付先を変更することができます。住民票の住所以外に希望する場合は、左記の問い合わせ先までご連絡ください。

保険料の減免

災害、病気、失業などの特別な事情により、保険料を支払うことができない場合は、申請により一定期間の支払猶予または減免を受けることができます。

また、収入の少ない人（保険料段階が第1・第2段階で別に定める要件を満たす人）には軽減制度があります。詳しくは、左記の問い合わせ先にご相談ください。

保険料を支払わなかったら！

支払い期限を過ぎた保険料には、督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がなく保険料を支払わない場合は次のような措置を受けることになります。

◇サービスを利用した時点で、1割の自己負担額だけでなく、いったん全額を支払っていただきます。※後日、申請により、9割を払い戻します。

◇長期間にわたり滞納した場合には、その期間に応じて一定の期間、自己負担額が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

出前説明会

ご利用ください！

介護保険制度について、市職員が説明します。

対象　市内の団体（自治会、老人会など）

申込方法　希望日時を決めて下記問い合わせ先まで

※会場は申し込み団体が用意してください。

問い合わせ先　市役所駅南庁舎高齢社会課☎(0857)20-3452／各総合支所福祉保険課　（29ページ参照）

老年者の住民税非課税措置廃止にともなう『激変緩和措置』

平成18年度から「老年者の住民税非課税措置」が、廃止されたことにより、それまで住民税が非課税であった人が、課税者になる場合があります。これにともない、介護保険料についても人によっては、保険料段階が最大で第1段階から第5段階に上がる場合があるため、本市では次のとおり平成18・19年度の2年間にわたり、独自に激変緩和措置を行っています。

※平成17年1月1日現在で65歳以上の人が、「老年者の住民税非課税措置」の廃止により課税者となったことが原因で、保険料段階が上がった場合のみ対象となります。詳しくは上記の問い合わせ先まで。

「非課税措置」廃止後の保険料段階	「非課税措置」の廃止が、無かった場合の保険料段階	激変緩和措置		激変緩和措置終了後（平成20年度）
		料率	平成19年度の保険料	
第4段階	第1段階	0.83	41,500円	50,000円
	第2段階	0.83	41,500円	50,000円
	第3段階	0.91	45,500円	50,000円
第5段階	第1段階	1.00	50,000円	62,500円
	第2段階	1.00	50,000円	62,500円
	第3段階	1.08	54,000円	62,500円
	第4段階	1.16	58,000円	62,500円